



12月3日～9日は「障害者週間」です

問 福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4797 FAX 0538-36-1635

障がいについて正しく理解を深めましょう

障害者週間は、多くの方が「障がいの者の福祉」について興味を持ち理解を深めるとともに、障がいのある方がさまざまな活動へ参加する意欲を高めることを目的としています。

「自分の周りには、障がい者がいないから関係ない」と思う方もいるかもしれませんが、誰でも苦手なことや援助が必要なことが一つはあるはずです。まずは障がいの知識や関心を高めて、みんなが生活しやすい地域をつくっていきましょう。

第40回 磐田ふれあい作品展

障がいのある方が制作した絵画や書道、工芸、写真などを展示します



▲昨年度に展示された作品

と き /
12月2日(水)～10日(休)
午前9時～午後6時

と ころ /
中央図書館
1階展示室

※月曜日は休館
※土・日曜日は
午後5時まで

障がい者・高齢者を虐待から守る

虐待は、虐待している人にもその自覚がなかったり、虐待されている人が声に出せなかったりする場合もあります。そのため虐待を早期に発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。

昨年度、市内では障がい者5件、高齢者38件の相談・通報がありました。障がい者・高齢者虐待とは、次のような行為です。

- ▼ 身体的虐待
無理やり食べ物や口に入れる、叩く、ベッドなどに手を縛る など
- ▼ 心理的虐待
怒鳴る、無視する、子ども扱いする など
- ▼ 経済的虐待
必要なお金を渡さない、年金や預貯金を無断で使う など
- ▼ 放棄・放任（ネグレクト）
食事を与えない、医療を受けさせない、介護サービスを受けさせない など
- ▼ 性的虐待
わいせつな行為、性関係の強要 など

「虐待かも」と思ったら

障がい者や高齢者の中には、虐待を受けていても我慢している人もいます。

まず、虐待かなと思う方がいたときは、障害者虐待防止センターや地域包括支援センター、磐田警察署、福祉課生活相談グループへ連絡してください。通報者の秘密は守られますので安心してご相談ください。

障がい者・高齢者の虐待についての相談窓口

障害者虐待防止センター	☎・FAX 0538-84-6661	
地域包括支援センター	城山・向陽地域包括支援センター	☎ 0538-36-4865 FAX 0538-36-4603
	中部地域包括支援センター	☎ 0538-37-1060 FAX 0538-37-0550
	南部地域包括支援センター	☎ 0538-36-8900 FAX 0538-36-8001
	豊岡地域包括支援センター	☎ 0539-63-0500 FAX 0539-63-0505
	豊田地域包括支援センター	☎ 0538-36-1300 FAX 0538-36-1301
	竜洋地域包括支援センター	☎ 0538-66-9221 FAX 0538-66-9222
	福田地域包括支援センター	☎ 0538-58-3242 FAX 0538-58-3243
磐田警察署	☎ 0538-37-0110	

12月4日～10日は「人権週間」です

☎ 福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635

人権相談窓口のご案内

理不尽な差別や偏見、いじめなどの被害に遭った場合には、人権身の上相談（詳しくは 26 ページ）や静岡県の人権啓発センター、法務省の人権擁護機関（静岡地方司法局）で人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、人権相談をご利用ください。

▶ 静岡県人権啓発センター

☎ 054-221-3330 (平日午前 9 時～午後 4 時 30 分)

▶ みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

☎ 0570-003-110

▶ 子どもの人権 110 番 (いじめ・虐待など子どもに関する相談)

☎ 0120-007-110

▶ 女性の人権ホットライン (家庭内暴力など女性に関する相談)

☎ 0570-070-810

【電話受付時間】 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

▶ インターネットでも人権相談を受け付けています



インターネット人権相談

検索

新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる今こそ！ 差別や偏見をなくそう

国際連合は世界人権宣言の採択を記念して、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めています。日本では 12 月 4 日～10 日を「人権週間」と定め、人権尊重思想の啓発活動を行っています。

高齢者、障がい者、性的少数者など誰もが幸せに暮らせる社会を実現するため、お互いの人権を尊重し合ひましよう。

シトラスリボン運動を進めています

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、感染者や回復された方、濃厚接触者、医療従事者やその家族などに対し、心無い言動や不当な扱いなど差別や偏見は決してあってはなりません。

市では、現在全国に広まりつつある「シトラスリボン運動」に賛同し、一人一人が感染症を正しく理解し、知識を持ち互いに支え合い、励まし合えるまちを目指すための啓発活動を広めていきます。

シトラスリボン運動とは

愛媛県の市民グループが始めた試みです。シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて「ただいま」「おかえり」の気持ちを表し、感染者が地域に帰ってきたときに普段どおりの生活が送れるような「温かい、優しさあふれる地域づくり」を進める運動です。

シトラスリボンは、「地域」「家庭」「職場や学校」を表す 3 つの輪がシンボルのデザインとなっています。

シトラスリボンを作ってみませんか

市ホームページでリボンの作り方を紹介しています。ぜひ作って着けてみましょう。

ページ番号 1008795



▲ 3 つの輪がシンボルのシトラスリボン



しない！させない！不法投棄

◎環境課（西庁舎1階）

☎ 0538-3712702
FAX 0538-3715565

美しく住みよいまちにするために

不法投棄は、ごみを集積所や処分場に出すなど定められたルールに従わず、道路や空き地などに勝手に捨てる行為です。

市内でも、家庭ごみやレジ袋に入っただごみ、飲み物の容器などの不法投棄が見られます。一部の人の心無い行いにより、地域の景観を損ねるばかりか人々の心も傷つけてしまいました。不法投棄は絶対にやめましょう。

不法投棄は犯罪です

不法投棄をすると、5年以下の懲役もしくは、1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、または、その両方が科せられます。

市では、投棄者が特定できそうな場合や悪質な場合などは、磐田警察署と連携し対応を行っています。

不法投棄されない環境づくり

私有地に不法投棄されたごみは市で回収することができません。土地

の所有者や管理者の責任で処分していただくこととなります。

不法投棄は、草木が茂っていたり、物が野積みになっていたりなど、管理が行き届いていない場所にされる傾向があります。

日ごろから小まめな草刈りやフェンス・ロープの設置などを行い、不法投棄されないよう適切な管理をお願いします。



▲管理が行き届いていない場所に不法投棄されたごみ

磐田市を美しく住みよいまちにするため、不法投棄を「しない」「させない」環境づくりにご協力をお願いします。

第21回静岡県市町対抗駅伝競走大会

◎スポーツ振興課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714832
FAX 0538-3715034

磐田市の代表をみんなで応援しよう

12月5日(土)午前10時、静岡県庁前をスタート！

13年連続入賞、昨年9位と大健闘の磐田市チーム。今年も平野監督を中心に、選手の努力と、コーチ陣のチームワークでさらに上位を目指します。

磐田市チームのユニホームは赤色、胸に白字で「いわた」が刻まれ、ゼッケンナンバーは「22」です。

監督のコメント

次に繋ぐ気持ちを大事に一人一人がベストを尽くし、チームとして上位を目指します。応援よろしくお願いします。



ふじい たくと
藤井拓輝
磐田西小6年



かわい たくと
河合拓杜
竜洋西小6年



いそべ けんご
磯部健吾
東部小6年



おほば なるみ
大庭菜南美
豊田南小6年



こばやし さら
小林桜空
長野小6年



すずき かいと
鈴木海登
豊田南中2年



やまもと しのぶ
山本俊哉
神明中3年



なかむら かん
中村環菜
豊岡中2年



はちす かな
蜂須賀来奈
城山中3年



いすべ けい
蜂須賀夕来
城山中3年



いとう ひめ
伊藤姫来
福田中3年



かわしま さら
川島さら
竜洋中2年



すずき ひろみち
鈴木陽道
浜松商業高校2年



いま だりょうま
今田稜真
浜松商業高校2年



ひらの やすとし
平野恭利
監督



なが いかつき
永井克樹
浜松商業高校1年



さわき はな
澤木はな
静岡産業大1年



すずき えりな
鈴木映里奈
静岡産業大4年



なか おゆうせい
中尾勇生
杏林堂薬局



すぎうら なおし
杉浦直
磐田市スポーツ協会



すずき きよし
鈴木清志
浜松ホトノクス



たきぐち かい
瀧口 哉
NTN



うるしばたのりかず
漆畑詔一
コーチ

※今大会は、新型コロナウイルス感染予防のため、関係者を除き原則無観客で実施します。コース沿道での観戦は避けて、テレビやラジオ、インターネットなどでの応援をお願いします

地域防災訓練に参加しましょう

新型コロナウイルス対策を踏まえた訓練を実施

12月6日(日)は地域防災訓練が全行的に行われます。自主防災会での安否確認訓練のほか、市内の指定避難所では規模を縮小した上で新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所利用者の受け入れ訓練を行います。

大規模災害時は市と地域が連携して避難所を立ち上げ、避難者自らが避難所を運営していくこととなります。新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営について、市と地域で協力して訓練を実施し、災害に備えます。

また、大規模災害時は、自宅の安全が確保できた方は避難所ではなく自宅での生活を継続することも重要です。各家庭でも今一度、備蓄品などの確認をお願いします。

避難には、水や食料品などのほか、マスク、体温計、筆記用具、アルコール消毒液など、各自必要なものをできる限り持参しましょう。

問 地域づくり応援課 (本庁舎2階)

TEL 0538-3714751
FAX 0538-3212353

指定避難所の一覧は防災ファイルまたは市ホームページをご覧ください。

ページ番号 1001127



▲防災ファイル



▲市職員による感染症対策を踏まえた避難所利用者受け入れ訓練の様子

トイレトラックを導入しました

災害時の衛生環境の向上を目指します

災害発生時には、避難所などで安心して使用できるトイレを確保することが、避難者の健康管理や避難所の衛生対策を図る上でとても大切です。

市では、避難所などでのトイレ問題を少しでも解消し、衛生環境の向上を目指すため、トラックタイプの災害対応用トイレカー「トイレトラック」を導入しました。トイレトラックは、移動式の利点を生かしてどこでも利用することができます。

また、市外の被災地への派遣や、災害のない平常時には、屋外行事などの会場に設置して活用していきます。

1台で約1000回(通常の仮設トイレ約7基分)使用可能!



▲トイレに座ったしっぺいが目印!

問 危機管理課 (防災センター2階)

TEL 0538-3712114
FAX 0538-3210177

いわたホットラインに登録して防災情報を入手しましょう

登録方法

① entry@hotline.city.iwata.shizuoka.jp に空メールを送信(件名、本文なしで結構です)または下記の2次元バーコードをご利用ください



②返信メール受信後、画面の案内に従って登録してください

トイレトラックの設備

- ▶ 男性用…大便器1基
小便器1基
- ▶ 女性用…大便器2基
(1室におむつ替台)
- ▶ 多目的用…大便器1基
(オストメイト対応1基)

